

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第一章 日本社会党右派

第一一回全国大会

右派社会党は、一九五三年一月一八日から三日間、東京都浅草公会堂において第一一回全国大会を開催した。

この大会で採択された「一九五三年度運動方針」は次のような構成になっている。

第一 基本の方針

第二 国際情勢の分析

第三 国内情勢の概観

第四 具体的方針

一、平和安全保障と自衛に関する方針

二、政治方針

三、外交方針

四、経済方針

五、労働方針

六、農業方針

七、中小企業方針

八、青年文化方針

九、婦人活動方針

第五 党の主体性確立のための闘争

右のうち第四「具体的方針」の一、五、を全文掲げておこう。

第四 具体的方針

一、平和安全保障と自衛に関する方針

(一)わが党の基本的立場

(イ)恒久的な世界平和を確立することはわれらの理想である。しかしこれを具現するためには自由と平等と正義に基く国際社会を建設しなければならない。国内的に民主社会主義が実行されるとともに国際的にも民族間の政治的経済的不平等が是正され、国際紛争の原因が除去され、侵略の脅威も戦争の危ぐも絶滅されることがわが党の衷心よりの念願である。

(ロ)この理想を達成するために、わが党は国際連合を通ずる国際連帯主義の強化と社会主義インターナショナルおよび国際自由労連の成長による国際的な民主社会主義の具現に多大の期待をもつ。個人的にも国家的にも、強制と搾取が排除され、個人の完全なる自由が保障され、自由なる国民の独立が保護されることを目的とするこれらの国際機関こそが、平和に通ずる道であると確信する。

(ハ)植民地および半植民地民族の独立及び解放はわが党の強く推進するところである。しかし、共産主義の主張する解放戦争には断固として反対する。平和への道は平和的手段によって達成しなければならず、武力解放の結果は、戦争への道を促進するに過ぎないからである。

(ニ)自由と互惠に基く世界一体化の具現をわれらは要望する。これによって戦争への

脅威が排除され、徹底的な軍備縮小の行われることを期待する。科学の進歩、生産力の発展が人類の破壊でなしに人類の福祉に寄与する社会こそ建設さるべきである。

(ホ)国連の強化とそれが世界国家への移行によって国際的矛盾の解決をはかることはわが党の理想でもある。それは現在のところユートピアの観があるが、自由と平和を希求する世界の有識者の努力が、その実を結ぶ日の来らんことをわれらも祈りそれに協力するものである。この意味においてわれらの理想は世界連邦の思想とも相通ずるものであることを表明する。

(二)安全保障

(イ)今日不幸なる二つの世界の対立を見ている現状においてそれぞれの国は自らの安全保障を考えざるを得ない。しかしながら国際的な連携へ緊密化した今日においては、各国の安全保障は世界の平和保障に通ずるのであって、孤立的に平和と安全の問題を考えることはできない。究極において世界の平和は国連機構によって保障されているものと解すべきである。

(ロ)わが国の平和と安全も、究極するところ、国連を通ずる国際連帯主義によるのみ保障されるものである。従ってわが党としては国連の強化を希望し、わが国が一日も速かに国際連合に加盟せんことを要望する。ただ国連加盟がソ連の拒否権によって即急に実現困難な現在においては、地域的集団保障に依存することもまた止むを得ないと考えるのである。

(ハ)社会主義インターナショナルが集団保障によるのみ、平和が維持されるとする根本的な考え方に、わが党は完全に一致する。しかしこれが具体的方法に就てはわが国の地理的、経済的特殊事情による限界を認むべきものと信ずる。

(ニ)わが党は日米安全保障条約に反対したが、同条約に盛り込まれた不平等条項、同条約に基く行政協定の屈辱的条項は、廃棄せられなければならぬ。完全なる独立達成の建前から条約改訂運動を展開すべきである。

(三)自衛権及び自衛力

(イ)凡そ独立の国家として自衛権を持たぬものはない。わが党は独立したる日本において当然自衛権の存することを認めて来たし、現に認めている。

(ロ)自衛権を有する以上、その裏付けとして当然自衛力を保有すべきである。ただ問題は、いかなる自衛力を認めるか、この自衛力にいかなる限界を設けるか、という点にかかって来る。

(ハ)わが党は自衛力を狭義の防衛力とは解しない。自衛力の根幹となるべきものは、民族独立の意欲であり、経済力であり、国民生活の安定である。而うして防衛力の如きものはその一部に過ぎない。わが党はこの広義の自衛力を培養することを以て当面の課題なりと考える。従って再軍備には反対である。

(ニ)狭義の自衛力の限界は間接侵略に対して国内治安を維持するに足るもの、治安力の程度を超えないものとする。軍備を有せざる国の警察力が軍備を有する国の警察力に比して重き装備を必要とすることは通例であるが、警察力には自ら国際的に容認せられたる限界がある。この範囲内における治安力はこれを認むるも、これより逸脱せ

るものは容認できない。

(木)狭義の自衛力—即ち治安力のために国民生活を犠牲にし経済自立を妨げるが如きことがあってはならない。国民生活の安定と経済自立とが優先性を有するのであって、財政支出においても右の限度を超えることは許されない。

(へ)国内治安維持の要ていは国民生活が安定せられることであるとの意味においても、自衛力の培養は経済力の充実と国民生活の安定に重点を向けるべきである。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
